平成２６年（フ）第２１５９号
東京都練馬区石神井台８丁目16―24　１Ｆ
破産者　岡山準一郎
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１５号
東京都世田谷区深沢２丁目１―７―309
破産者　北本美智恵
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５２１号
埼玉県加須市岡古井155―11
破産者　橋口　洋子
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５３５号
東京都杉並区和田３丁目54―10　田辺荘
破産者　江口　利香
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５８２号
東京都墨田区八広４丁目41―２
破産者　鈴木耕一朗
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６４１号
東京都世田谷区砧４丁目18―１―205
破産者　松本　眞二
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６４６号
東京都荒川区町屋２丁目19―５
破産者　高橋　チヨ
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６４７号
東京都板橋区東新町１丁目６―20　プラザドゥミリエールＡ棟205
破産者　高橋　善宏
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７０号
埼玉県新座市片山３丁目12―41―201
破産者　上田　勝久
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７５号
神奈川県三浦市南下浦町松輪303
破産者　鈴木　大輔
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５５号
神奈川県川崎市川崎区富士見１丁目６―14　４号棟1207、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区富士見１丁目６―14―1207
破産者　高崎　　功
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２０号
東京都台東区元浅草２丁目３―２
破産者　深井　重男
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８２４号
長野県小諸市東雲５丁目13―17、開始決定時の住所東京都新宿区荒木町15
破産者　井出　　豊
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８３６号
東京都足立区江北７―３―10　クリーンハイム清水202、住民票上の住所東京都江戸川区松本２丁目39―７―301
破産者　服部一二三（旧姓阿部・岩瀬）
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８８号
栃木県宇都宮市富士見町25番６号
破産者　猪瀬　好一
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９９号
栃木県宇都宮市一番町１番11号、前住所栃木県宇都宮市花房１丁目７番19号
破産者　小林　侑二
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７５号
栃木県真岡市若旅1990番地２
破産者　飯島　三子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８１号
栃木県小山市大字大行寺257番地
破産者　株式会社イーリフォーム
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８４号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台２丁目２番地６セジュール光陽台Ｂ―101
破産者　荻谷　雄二
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１００号
栃木県鹿沼市千渡1904番地１　ラフォーレ光Ａ101
破産者　福島　　厚
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２５１８号
東京都足立区千住元町10―３
破産者　田村　康子（開始決定時の姓塚田）
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部